

柵原吉井特別養護老人ホーム組合プロポーザル（業務委託）実施要綱

令和5年6月16日

特養組合告示第7号

第1条 柵原吉井特別養護老人ホーム組合プロポーザル（業務委託）実施要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第1条 本組合の柵原吉井特別養護老人ホーム組合プロポーザル（業務委託）実施要綱については、美咲町プロポーザル（業務委託）実施要綱（平成30年11月24日告示第95号）を準用する。この場合において、同要綱中「町長」を「管理者」に読替えるほか、必要な技術的読替えについては、管理者が別に定める。

附 則（令和5年6月16日組合告示第7号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（旧要綱の廃止）

2 柵原吉井特別養護老人ホーム組合プロポーザル（業務委託）実施要綱は、廃止する。